

## 令和3年度 年末年始休業の過ごし方

☆ 私の願い（やりきる自分）

### 1 計画的な生活をしましょう

- (1) 計画的・自主的に学習し、課題はきちんと終了させてやりきる自分になろう。
- (2) 3年生は受検に向けた勉強や進路選択に全身全霊を傾け、明るい春をつかみとろう。
- (3) 家族の一員として、大人と同じように働こう。役立つ自分を見つけよう。
- (4) ジブン・チャレンジ期間中。時々振り返りながら、時間を有効に使おう。

### 2 スマートフォンや音楽プレーヤーやゲーム機でのインターネット利用は保護者の指導・管理下でお願いします。事故が絶えません。加害者にも被害者にもさせてはなりません。

- (1) スマホ・音楽プレーヤー・ゲーム機を使い、LINEなどのSNSに端を発した犯罪やいじめ等のトラブルが絶えません。初めて出会った者同士で簡単に万引きをしてしまう事例や、出会い系サイトと同等の機能で出会った成人との不適切な関係など、人ごとではない状況になりつつあります。また仲間内だけだと思い込んで載せた個人的な不適切な写真や書き込み、動画などを見られ、親の会社や学校へばらすと脅迫され、呼び出しに応じてしまい被害に遭った事例も増えています。これらは法律違反となり、写真などを端末に保存しているだけでも単純所持という罪で逮捕されます。  
LINE等SNSでのつながりは、一家庭だけではなかなかやめられません。まず我が子がどこの誰とつながっているのか親として確実に把握していただきたいと思います。またLINEなどのSNSの閉鎖空間での密談が我が子に本当に必要なものなのかも考えてください。また書かれていることは必ずご覧ください。誹謗中傷やいじめの温床となっている事も多々あります。  
また使用時間帯で問題行動（いじめは深夜、休日は性犯罪など）の傾向がはっきり分かれています。使う時間にも注意を払ってください。携帯電話や音楽プレーヤー・ゲーム機などネットにつながるものは、保護者間の適切な指導・管理下で使用させてください。
- (2) 一度ネットワーク上に出した情報は、すべて一瞬に全世界に発信され、二度と取り戻すことのできないということを肝に銘じて興味本位で書き込んだり、映像などをアップしたりしないようにしましょう。未成年者でも肖像権侵害や著作権法違反で逮捕処罰される事例も起きています。未成年者のLINEやFace bookなどのSNSのネット利用は、法的にその内容も含めて、保護者の同意があったものと見なされます。知らなかったではすまされません。YouTubeへのアップも著作権・肖像権など数千万円の賠償請求を受けている中高生も出ております。トラブルのあった場合は一刻を争います。学校・関係機関に連絡し、即時対処してください。
- (3) 個人用パソコン（クロームブック）は許可を受けて家に持っていき、与えられている課題や学習のために使いましょう。ルールを守って、正しく使いましょう。

### 3 きまりよい生活をしよう

- (1) 万引きは、懲役刑を基本とする窃盗罪です。仕事や地位・社会的信用を大きく失います。どの店でも、直接警察に通報するというシステムをとっています。自分や家族の心に深い傷を負うような行為はやめましょう。また、ごみ捨て場に置いてあった自転車等でも、無断で利用したり移動したりすると占有離脱物横領罪という犯罪になります。気をつけましょう。

- (2) 暴走族や暴力団とつながりをもつ少年たちが中学生をねらっています。コンビニの駐車場、郊外の大型店舗にたむろしていて危険であるという情報も入っています。生徒だけの夜間の歩きは、深夜徘徊として補導対象の非行です。
- (3) 友人宅への外泊は絶対やめてください。また、昼間でも大人が留守をしている家庭に、生徒だけで集まることはやめましょう。
- (4) 外出するときは、行き先、帰宅時刻を家の人に伝え、遅くとも午後6：00までには帰宅するようにしましょう。
- (5) 大型店・興行物・ボーリング場・カラオケ・ゲームセンターなどは、非行を誘発する危険性や被害に遭う危険性があるので、生徒だけで行くのは禁止です。映画館・飲食店などへの出入りも同様です。学区外の大型店などは責任ある保護者の引率のもとで行くようにしましょう。
- (6) 新型コロナウイルスやインフルエンザの感染予防のため、常に3密を避け、手洗いや食毒、換気をこまめに行いましょう。マスクを必ず着用しましょう。

#### 4 休み中の学校利用について

- (1) 休み中の部活動に進んで参加しましょう。欠席の場合は必ず顧問の先生に連絡すること。  
【 部 顧問 先生 Tel \_\_\_\_\_ 】
- (2) 各部の部長は、部活動開始時と終了時に、学校当番の先生に報告をしましょう。
- (3) 特別な用事がある場合、必ず、職員室学校当番の先生に連絡をして、用件が済んだら職員室へ報告してから帰宅するようにしましょう。

#### 5 その他、気をつけてほしいこと

##### (1) 交通安全について

【交通ルールを守りましょう】この地に不慣れな県外車も多くなります。交通量や速度も増加します。歩行横断には十分気をつけましょう。部活動での登下校では車に注意し、特に工事車両、大型車の通行にも注意しましょう。道路では、スケートボード、キックボードなどで遊ばないようにしましょう。万一交通事故に遭った場合はケガがなくても必ず学校へお知らせください。

【自転車を利用するにあたってのルール】

- ① 整備した自転車に乗ること。②夜間、自転車に乗るときは必ずライトを点灯すること。
- ③ 二人乗りをしないこと。④ヘルメットを必ず着用すること。
- ⑤ 自転車による人身事故、死亡事故が増え、法改正され厳罰化されました。道路交通法では車両です。自転車といえども事故の賠償は自動車と同じです。《保険加入が義務化になっています》

##### (2) 地域の方との交流について

- ・地域の一員であるということを自覚し、休み中の地域の行事には積極的に参加しましょう。
- ・地域の方に顔をしっかり覚えていただけるように、地域の方に出会ったら、自分からあいさつをしましょう。

##### (3) 不審者などの対応について

- ・不審な人に声をかけられたり、見かけたりしたら、すぐにお家の人に伝え、学校や警察などに連絡をしてもらいましょう。

##### (4) \* 休み中に緊急な事態が起きたときは、学校へ連絡してください。

学校	2 2 - 0 1 4 3
----	---------------

なお、12月29日(水)～1月3日(月)は学校無人化となります。それ以外の平日は当番職員が学校勤務しております。学校も担任とも連絡がつかない場合には、緊急用の公用携帯へお電話ください。

(080-7190-7148)